

平成27年度

お知らせします。2つの給付金



○消費税率の引上げによる影響を緩和するため、平成27年度も暫定的・臨時的な措置として、引き続き対象となる方へ「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

1人につき6千円

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

子ども1人につき3千円

【申請に関するお問い合わせ】

うるま市役所
「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」
コールセンター
☎ 979 - 2860(6月中旬より)

【制度に関するお問い合わせ】厚生労働省

2つの給付金に関する専用ダイヤル
☎ 0570 - 037 - 192

(※) 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方受け取ることができます。

◎臨時福祉給付金については、平成27年8月頃申請受付を予定しています。具体的な詳細については7月号広報誌やホームページでお知らせします。

◎子育て世帯臨時特例給付金については、平成27年度児童手当現況届と同時に受付を開始しますので、**6月中旬に、対象者の方に、児童手当現況届及び子育て世帯臨時特例給付金のご案内を送付いたします。**支給対象者は、平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5千円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票がある市町村に申請を行います。

※公務員の方に対しては、子育て世帯臨時特例給付金についての個別の案内はありませんので、ホームページ等での確認をよろしくお願いいたします。

下水道接続工事の補助金制度が始まります!

平成27年7月1日(水)～平成28年1月29日(金)

○下水道接続工事費の負担軽減を目的とし、補助金を交付します。

【補助対象者】

- ①下水道へ接続できる区域内、建物の所有者又は居住者、若しくは土地の所有者
- ②国、県又は市の同様な制度による補助を受けていない者
- ③市税を滞納していないこと

合併処理浄化槽から下水道へ切替え工事を行う場合

→工事費最大で5万円

単独処理浄化槽または汲み取り式便所から下水道へ切替え工事を行う場合

→工事費最大で10万円

注意!! ※下水道接続工事は、指定工事店でなければできません。

うるま市指定工事店の連絡先一覧は、下水道課ホームページもしくは下水道課窓口まで
連絡先 うるま市役所 下水道課 ☎973-7977

電話受付時間 午前8時30分～午後5時15分

ホームページは…《うるま市役所→各課の案内→下水道課→「排水設備指定工事店一覧」》をご覧ください。